事　務　連　絡
平成２８年３月１１日

通所介護事業所管理者　様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

指定通所介護に係る届出書の提出について

平成２８年２月１０日付事務連絡「指定通所介護及び指定通所リハビリテーションにおける事業所規模の区分の確認について」及び同年２月１９日付事務連絡「平成２８年度サービス提供体制強化加算の算定について」において、別途通知することとしていた通所介護事業所の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期日を次のとおりとしますので、期日までに提出してください。

記

１．提出期日　　平成２８年３月２５日（金）

２．提出書類
（１）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
（２）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
（３）事業所規模算出の根拠書類
※　平成２８年４月１日付の変更は、１回で提出してください。

３．記載方法
（１）地域密着型通所介護に移行する事業所
○　規模区分の変更は必要ありません。（職権で移行する予定です。）
○　規模区分以外の項目に変更がある場合は、体制等状況一覧表に記載してください。
（２）（１）以外の事業所
○　規模別報酬計算表で算出した１月当たりの平均利用延人員数（以下「平均利用人員数」という。）による規模区分は次のとおりです。このため、平成２７年度の平均利用人員数が３００人以下である事業所であっても、通常規模型事業所として届出を行ってください。

【算定区分】;月平均利用延人数

通常規模型事業所	750人以下
大規模型事業所（Ⅰ）	750人超900人以下
大規模型事業所（Ⅱ）	900人超

４．提出先　　○所在地が高松市である事業所

高松市　健康福祉局長寿福祉部　介護保険課　相談指導係

電話（087）839-2326

○所在地が高松市以外である事業所

香川県　健康福祉部　長寿社会対策課　在宅サービスグループ

電話（087）832-3269

５．その他

○　本通知に記載のない事項については、「かがわ介護保険情報ネット」－「事業者支援情報」－「通知」－「県からの通知」から関係事務連絡をご覧ください。